

阿久比町水道料金及び 下水道使用料審議会

－ 第4回 －

下水道使用料改定について

令和6年5月10日

愛知県阿久比町

—— 目 次 ——

1. 基本使用料設定の考え方
 - 1－1. 設定の概要
 - 1－2. 施設の余裕率による設定
 - 1－3. 物価変動による設定
2. 答申（案）
 - 2－1. 諮問から答申までの流れ
 - 2－2. 答申内容
 - 2－3. 附帯意見
3. 今後の予定

1. 基本使用料設定の考え方

1-1. 設定の概要

- ・基本使用料には、需要家費と固定費が充てられます。

需要家費：使用水量の多寡に係りなく下水道施設の規模に応じて増減する経費。本町では委託料の一部が該当する。

固定費：使用水量及び使用者数の多寡に係りなく下水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費。本町では人件費等が該当する。

- ・固定費すべて（100％）を充てると、基本使用料は2,892円/月となり、現実的ではありません。

固定費のうち基本使用料に充てる割合を「**施設の余裕率**」から整理しました。また、「**物価変動**」の視点を加えた結果、改定後の基本使用料を**1,000円/月**と設定しました。

1. 基本使用料設定の考え方

1 - 2. 施設の余裕率による設定

- ・下水道を使用しても使用しなくてもかかる必要な経費は、基本使用料に充てることが基本的考え方となっています。
- ・施設能力のうち、使用しておらず余裕となっている部分は全使用者に負担していただき、それ以外は従量使用料で負担していただきます。

余裕率の設定

計算式	$\begin{aligned} \text{余裕率} &= 1 - \text{施設利用率} \\ &= 1 - (\text{処理水量} / \text{処理能力}) \end{aligned}$
処理水量	5,683m³/年（令和４年度実績）
処理能力	衣浦西部浄化センターの処理能力と町負担割合より設定 衣浦西部浄化Ｃの処理能力：84,600m³/日 本町負担割合（全体計画の日最大汚水量割合、阿久比町/衣西全体） ： $13,146\text{m}^3/\text{日} \div 112,001\text{m}^3/\text{日} \doteq 0.1174$ 本町分の処理能力： $84,600\text{m}^3/\text{日} \times 0.1174 \doteq 9932.04\text{m}^3/\text{日}$
余裕率	施設利用率： $5,683 / 9,932 \doteq 0.572$ 余裕率 ： $1 - 0.572 = 0.428 \rightarrow$ 約40%

1. 基本使用料設定の考え方

1－2. 施設の余裕率による設定

- ・ 余裕率の考え方より、固定費の40％を充てると、基本使用料は1,205円/月となりますが、現状からの値上げ額が大きくなります。
- ・ 激変緩和措置として、今回改定では800円/月と1,205円/月の中間値である1,000円/月を目安とします。

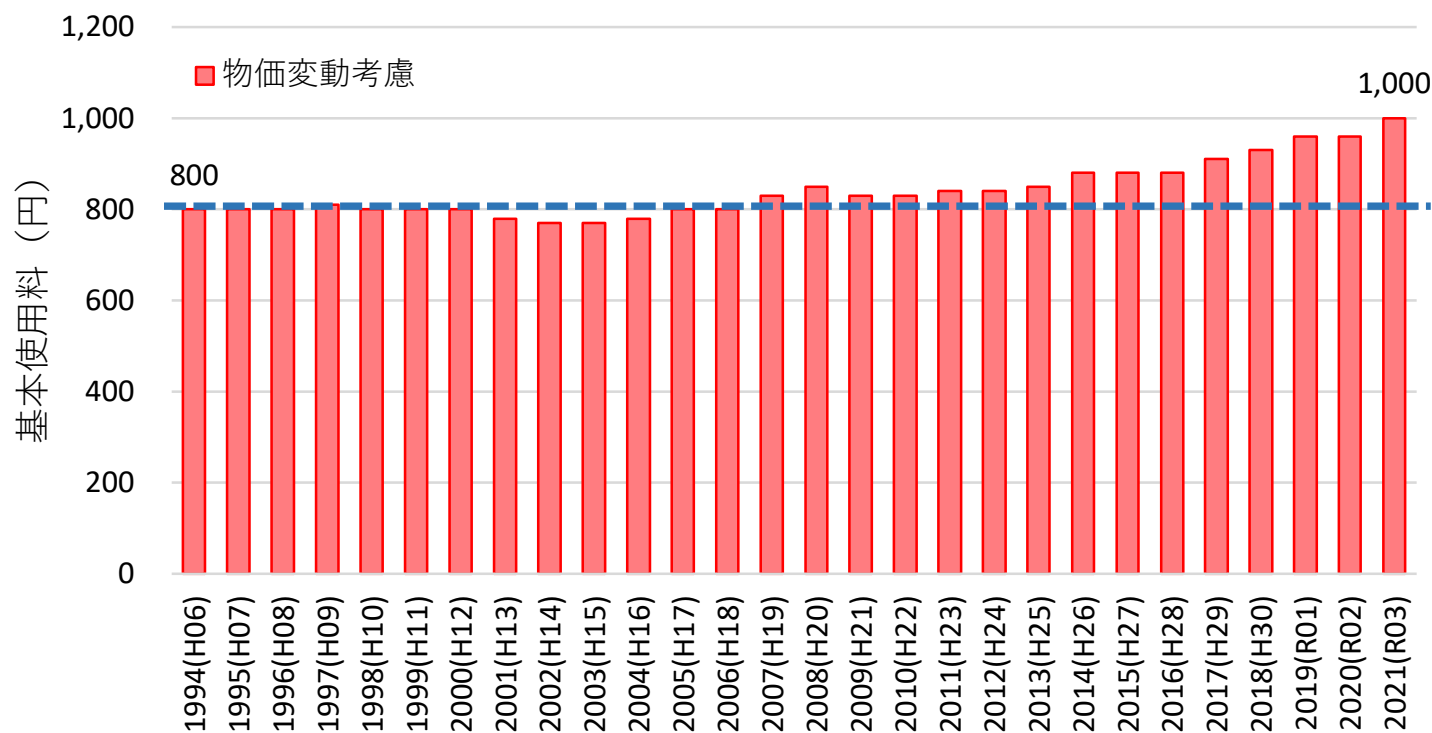
基本使用料設定の検討

固定費 (円)	基本使用料に 充てる割合	件数 (件)	基本使用料に充てる固定費		需要家費 (円/件)	基本使用料 (円/件)
			(円)	(円/件)		
257,190,000	10%	91,452	25,719,000	281	80	361
	20%		51,438,000	562		642
	30%		77,157,000	844		924
	40%		102,876,000	1,125		1,205
	50%		128,595,000	1,406		1,486
	60%		154,314,000	1,687		1,767
	70%		180,033,000	1,969		2,049
	80%		205,752,000	2,250		2,330
	90%		231,471,000	2,531		2,611
	100%		257,190,000	2,812		2,892

1. 基本使用料設定の考え方

1－3. 物価変動による設定

- ・現状の基本使用料800円/月は、供用開始時より現在までの物価変動を考慮すると1,000円/月程度になると想定されます。



物価変動を考慮した基本使用料（想定値）

2. 答申（案）

2－1. 諮問から答申までの流れ

諮 問

適正な使用料の在り方について

R5.10.30 第1回審議会

R5.12.19 第2回審議会

R6.2.9 第3回審議会

R6.5.10 第4回審議会

第3回の主な審議結果

- ・基本使用料は**1,000円/月**とする。
（根拠を明確にする。）
- ・**B－4案**を採用する。
（マニュアルベースの検討案）
- ・改定時期は**R7及びR9**とする。

答申(案)

下水道使用料を改定すべき

2. 答申（案）

2－2. 答申内容

答申内容を下記のように考えました。

経費削減などの経営努力を継続することが前提となるが、次のとおり下水道使用料を改定すべきである。

01 使用料算定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

02 二部使用料制及び累進使用料制を継続する。

03 基本水量制を廃止する。

04 使用料体系の単価設定は、150円/m³を目標とする。

05 基本使用料は、1,000円/月とする。

06 排水量区分ごとの単価は、累進性を確保しつつ、排水量が大きくなるほど改定倍率を低くする。

2. 答申（案）

2-2. 答申内容

基本水量制の廃止

（1ヵ月あたり・税抜き）

		改定前	改定後	改定倍率	改定額
二部 使用料制	基本使用料（円/月）	800 円	1,000 円	1.25	200 円
	従量 使用料 （円/㎥）				
	10㎥まで	0 円	20 円	—	20 円
	11～20㎥	90 円	145 円	1.61	55 円
	21～40㎥	105 円	155 円	1.48	50 円
	41～100㎥	130 円	165 円	1.27	35 円
	101～500㎥	165 円	205 円	1.24	40 円
	501㎥以上	210 円	260 円	1.24	50 円

150円/㎥を目標とし、
累進性を確保した単価設定

排水量が大きくなるほど
改定倍率が低い

2. 答申（案）

2－3. 附帯意見

答申内容に加え、各委員より下記の意見がありました。

- 01 激変緩和措置として段階的な改定が適当であるが、150円/m³相当となる時期を原則令和9年度までに行うこと。
- 02 阿久比町下水道事業の経営維持、改善の努力等を今後も継続し、その内容を広く使用者に公表すること。
- 03 今後も5年に1回程度の頻度で使用料改定の検討を実施し、経費回収率100%の達成、維持に向けて努力すること。
- 04 次回改定時には、従量使用料の排水量区分についても整理し、適当な使用料体系を検討すること。

3. 今後の予定

令和7年度からの下水道使用料改定に向け、準備を進めていきます。

今後の予定

日 程	内 容
令和6年6月中旬	議員懇談会
令和6年7月上旬	町民説明会
令和6年9月	議会説明
令和7年4月1日	下水道使用料の改定（第1段階）
令和9年4月1日	下水道使用料の改定（第2段階）